

(趣旨)

第1条 この規則は、高知市市民活動サポートセンター条例(平成11年条例第18号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第9条の規定により、高知市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)の利用の許可を受けようとする者は、第1号様式による高知市市民活動サポートセンター利用許可申請書(以下「利用許可申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 利用許可申請書は、原則として利用日の3か月前から受け付けるものとする。

(利用の許可)

第3条 市長は、センターの利用を許可したときは第2号様式による高知市市民活動サポートセンター利用許可証(以下「許可証」という。)を当該申請をした者(以下「申請者」という。)に交付するものとし、利用を許可しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第4条 条例第12条第1項ただし書に規定する使用料の減免は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる場合は、全額免除する。

ア 高知市、高知市教育委員会(以下「教育委員会」という。)又は公共的団体が主催する公共的事業のために利用する場合

イ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他営利を目的としない社会貢献活動を行う団体が当該社会貢献活動のために利用する場合

ウ 条例第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が主催する公共的事業のために利用する場合

(2) 高知市、教育委員会又は公共的団体が共催し、又は後援する公共的事業のために利用する場合は、条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)を使用料とする。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたときは、全額免除し、又は条例別表に定める額によって算定した料金を5割減額して得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。)を使用料とする。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 許可証に記載した許可条件に違反しないこと。

(2) 許可を受けずに飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。

(3) 許可を受けずに火気を使用しないこと。

(4) 所定の場所以外で喫煙しないこと。

(5) 許可を受けずに壁、柱等にはり紙、くぎ打等をしないこと。

(6) 許可を受けずに飲食し、又は飲酒しないこと。

(7) 利用の許可を受けていない施設、設備器具等を使用しないこと。

(8) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(9) 利用後は、設備器具等を点検するとともに、整理整頓及び清掃を行うこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示する事項

(指定管理者を指定した場合の取扱い)

第6条 条例第4条第1項の規定に基づきセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第2条及び第3条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第13条第4項の規定により条例第12条第1項ただし書の規定を準用する場合における第4条の規定の適用については、同条中「第12条」とあるのは「第13条第4項において準用する条例第12条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表に定める額」とあるのは「第13条第3項の規定により定められた額」と、「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 第1項の場合における第2条第1項及び第3条に規定する様式は、指定管理者が別に定めるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年4月1日規則第16号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年2月22日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年1月1日規則第4号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条中高知市ふれあいセンター条例施行規則第8条第1号の改正規定及び附則第4項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(使用料の減免の経過措置)

- 2 第1条から第8条までの規定(以下附則第4項において「改正規定」という。)による改正後の規則の規定に基づく使用料の減免については、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に使用又は利用するものに係る使用料の減免から適用し、施行日前に使用又は利用するものに係る使用料の減免については、なお従前の例による。
- 4 改正規定による改正後の規則の規定に基づく使用料の減免その他の手続は、施行日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

(旧様式の経過措置)

- 8 第1条から第3条まで、第7条及び第8条の規定(以下この項において「改正規定」という。)による改正前の規則の規定に基づく様式は、改正規定による改正後の規則の規定に基づく様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則(平成17年10月15日規則第129号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年3月31日までの使用に係る使用料の減免については、この規則による改正後の高知市市民活動サポートセンター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第4条第1号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の高知市市民活動サポートセンター条例施行規則の規定による様式は、改正後の規則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

第1号様式

高知市市民活動サポートセンター利用許可申請書

年 月 日

高知市長 様

高知市市民活動サポートセンター条例及び同施行規則に従い、下記のとおり利用したので、許可をお願いします。

記

利 用 者		住 所				TEL		—	
		団体名							
		氏名（代表者名）							
利 用 日 時		① 年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで							
		② 年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで							
利 用 目 的 （行事名）						利用人数 人 （会費又は入場料 円）			
利 用 施 設		会議室1 会議室2							
使 用 料 算 定 基 礎	利 用 月 日	(1) 料金	減免の 有 無	(2) 減免額 1 全 免 2 5 割 減	(3) 減免後 の 額 (1)－(2)	(4) 使用料額 (10円未満切捨て)			
	① /	円	有・無	円	円	円			
	② /	円	有・無	円	円	円			
使 用 料 合 計 (①+②)						円			
減 免 の 理 由	1	高知市市民活動サポートセンター条例施行規則第4条第1号により全額免除							
	2	高知市市民活動サポートセンター条例施行規則第4条第2号により5割減							
	3	高知市市民活動サポートセンター条例施行規則第4条第3号により全額免除							
	4	高知市市民活動サポートセンター条例施行規則第4条第3号により5割減							
使 用 料 納 入 日		年 月 日			領 収 番 号				
決 裁 年 月 日	係					備 考			

第2号様式

高知市市民活動サポートセンター利用許可証

年 月 日

高知市長 印

高知市市民活動サポートセンター条例及び同施行規則に基づき、下記のとおり許可します。

記

利 用 者	住 所			T E L —		
	団体名					
	氏名（代表者名）					
利用日時	① 年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで					
	② 年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで					
利用目的 (行事名)				利用人数 人 (会費又は入場料 円)		
利用施設	会議室 1 会議室 2					
許可条件	1 利用者は、高知市市民活動サポートセンター条例及び同施行規則を守ること。 2 利用者は、利用前に利用許可証を係員に提示し、その指示に従うこと。 3 高知市において管理上必要と認めたときは、利用許可を取り消すことがある。					
使 用 料 納 入 日	年 月 日		領収番号			
備 考						